

和歌山県河川整備審議会運営規程（改正案）

（運営の範囲）

第 1 条 和歌山県河川整備審議会（以下「審議会」という。）及び審議会に設置している部会（以下「部会」という。）の運営については、附属機関の設置等に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 2 号）及び知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成 25 年和歌山県規則第 47 号）に定めるほかこの規程の定めるところによる。

（会議）

第 2 条 審議会及び部会の会議（以下「会議」という。）の日時および場所は会長もしくは部会長が定める。

- 2 会議を招集しようとするときは、会長もしくは部会長は、会議の五日前までに各委員に招集および会議の事項を通知しなければならない。ただし、会長もしくは部会長が緊急の必要があると認めるときはこの限りではない。
- 3 部会長は部会の会議の議長となる。
- 4 会議及び資料は、原則として公開とする。ただし、~~会長もしくは部会長~~議長が特に必要と認めるときは、審議に諮った上で、非公開とすることができる。
- 5 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。
- 6 傍聴の実施について必要な事項は別に定める。

（質問）

第 3 条 委員は議事について自由に質問し、および意見をのべることができる。

- 2 委員は発言しようとするときは議長の許可を受けなければならない。

（採決）

第 4 条 採決は起立または挙手による。ただし重要な事項および議長が必要と認めた事項については、投票により決する。投票は無記名とする。

（部会の決議）

第 5 条 部会の決議をもって、審議会の決議とする。

（会議録）

第 6 条 ~~会長もしくは部会長~~議長は会議録を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 審議会もしくは部会の日時および場所
2. 出席委員の氏名
3. 議事事項
4. 議事の結果
5. その他重要な事項

- 2 会議録は、公開するものとする。ただし、発言した委員の氏名及び~~会長~~議長が公開しないと認めた部分についてはこの限りではない。
- 3 会議録は、議長および議長の指名する出席委員 2 名が署名しなければならない。ただし、電磁的記録を用いた署名に代わる措置を行うことができるものとする。
- 4 会議録は県土整備部河川・下水道局河川課に保管する。

（規程の改廃）

第 7 条 この規程は、出席委員の過半数の同意がなければ改廃することができない。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。